

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月11日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 沖津 雅浩
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 財務部 証券財務グループ 部長 中尾 佳永
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 財務部 証券財務グループ 部長 中尾 佳永
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、Hatzlacha for the Promotion of a Fair Society（以下「Hatzlacha」といいます。）より提起されていた損害賠償請求訴訟について、和解が成立いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日  
2013年11月27日

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 Hatzlacha for the Promotion of a Fair Society  
所在地 7 Menachem Begin Street, Ramat Gan 5268102, Israel  
代表者の氏名 Elad Man

(3) 当該訴訟の内容及び請求金額  
原告Hatzlachaは、液晶ディスプレイのカルテルによって損害を被ったと主張し、2001年10月1日から2006年6月30日の間に液晶ディスプレイ及び液晶ディスプレイ搭載製品を購入したイスラエルの居住者を代表して、当社を含む被告5社に対し、連帯して208,000,000から277,000,000新シェケル（8,582,080千円から11,429,020千円。1新シェケル=41.26円で換算。2024年11月末現在）を支払うことを求め、イスラエルのロッド地区中央裁判所に集団訴訟を提起しました。

(4) 訴訟の解決があった年月日  
2024年12月9日

(5) 当該訴訟の解決の内容及び和解金  
当社がHatzlachaに対し、本訴訟の和解として1,450,000USドル（220,023千円。1USドル=151.74円で換算。2024年11月末現在）を支払い、Hatzlachaが当社に対するその余の請求を放棄することを内容としております。

以上